

京 都 市 建 築 審 査 会

令 和 3 年 度 第 8 回 会 議 議 事 録

1 日 時

令和3年12月10日（金曜日） 午後1時30分から午後4時15分まで

2 場 所

ひと・まち交流館 京都 地下1階 京都市景観・まちづくりセンター ワークショップルーム1

3 出席者

【委員】

高田光雄会長，伊藤知之会長代理，奥美里委員，新関三希代委員，湯川二郎委員，牧紀男委員，志澤美保委員

【事務局】

高木勝英建築指導部長，岡田圭司建築指導課長，足立和康建築相談・道路担当課長，藤村知則建築審査課長，川口浩建築安全推進課長，石村直美建築相談第二係長，林奈津美係員，吉田優香係員，川妻老暢係員

【処分庁】

西川武士道路第一係長，川村優道路第二係長，奥山陽二企画基準係長，山本貴仁係員，廣瀬陽子係員

【参考人】

岩田祐輝係員，塚本肇係員（消防局予防部指導課）

藤岡伸亮宿泊環境整備課長，覚前元英宿泊環境整備係長，阿智北梨菜係員（産業観光局観光MICE推進室）

【傍聴人】

0名

5 議事事項

(1) 議事録の承認等について

ア 令和3年度第7回会議の議事録の承認

イ 次回会議日程について

(2) 包括同意案件に関する報告

修学院小学校児童館育成室増築に係る日影許可について

(3) 包括同意案件に関する報告

ア 建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：南区1件，伏見区2件）

イ 特定通路における建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：西京区1件）

(4) 事前相談

ア 建築基準法第43条第2項第2号許可（長屋住宅：下京区1件）

イ 接道許可制度の今後の方向性について

(5) 事前相談

建築基準法第48条ただし書許可について

6 公開・非公開の別

議事事項のうち(1)から(3)までを公開、(4)及び(5)を非公開

7 審議結果

(1) 議事録の承認等について

ア 令和3年度第7回会議の議事録の承認

結果：承認

イ 次回会議日程について

今回の会議は、令和4年1月14日(金)午後1時30分から、ひと・まち交流館京都で開催することとなった。ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮しながら、会議日程・場所・運営については、慎重かつ総合的に判断する。

(2) 包括同意案件に関する報告

修学院小学校児童館育成室増築に係る日影許可について

ア 報告の概要

修学院小学校児童館育成室増築に係る日影許可について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

イ 報告の結果：了承

ウ 質疑等

委員：昭和57年に日影許可を受けている学童保育所は、屋内体操場の東側の建築物か。

処分庁：そのとおりである。

委員：今回の増築建築物も学童保育所の一部であるが、既存の学童保育所と離れたプールの南側に計画されているのは、他に配置するスペースがなかったからか。

処分庁：既存の部分は事務室等として使用しながら、育成室を増築する計画であるが、ご指摘のとおり、敷地内が手狭になってきており、グラウンド等かわしながら計画した結果、今回の位置となっている。

(3) 包括同意案件に関する報告

ア 建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：南区1件、伏見区2件）

(7) 報告の概要

建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：南区1件、伏見区2件）について、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

(i) 報告の結果：了承

(ii) 質疑等

(伏見区 報告第1019号について)

委員：配置図を見ると、北側が角地となっているが、すみ切りは行うのか。

処分庁：道路の場合には、建築基準条例において、角地部分の建築制限の規定があるため

接道許可においてもそれを準用し、すみ切り部分には建築してはならないことと
している。

委員：すみ切りの角の箇所に通路後退杭を打つのか。

処分庁：あくまで建築制限であり、すみ切り部分は敷地に含まれるため、杭は通路の後退
部分に設置する。

(伏見区 報告第1020号について)

委員：宇治川の傍であるため、河川区域による建築制限等はあるか。

処分庁：当該地には河川区域による建築制限はない。

イ 特定通路における建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：西京区1件）

(7) 報告の概要

特定通路における建築基準法第43条第2項第2号許可（専用住宅：西京区1件）につい
て、建築審査会の包括同意基準に適合していたため、処分庁が許可した旨の報告を受けた。

(i) 報告の結果：了承

(ii) 質疑等：なし

(4) 事前相談

ア 建築基準法第43条第2項第2号許可（長屋住宅：下京区1件）

建築基準法第43条第2項第2号許可（長屋住宅：下京区1件）について、処分庁から資料
の提示及び相談を受けた。

イ 接道許可制度の今後の方向性について

接道許可制度の今後の方向性について、処分庁から資料の提示及び相談を受けた。

(5) 事前相談

建築基準法第48条ただし書許可について

建築基準法第48条ただし書許可について、処分庁から資料の提示及び相談を受けた。

京都市建築審査会
会長 高田 光雄